

東京大学本郷構内における放置車両等の処分に関する細則

令和3年9月30日
施設担当理事裁定

(目的)

第1条 この細則は、東京大学本郷構内交通規則実施細則第9条第3項の規定に基づき、長期間にわたり放置された車両等により生ずる障害を除去し、交通の安全及び良好な教育・研究環境を保持するために、車両等の移動措置及び廃棄措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(移動措置)

第2条 構内に1月以上放置され、大学の環境保持又は交通に支障をきたし、移動催促の警告書を貼付した後も移動しない車両については、本部においてその移動が適当と判断された場合、警告書を貼付の後、移動措置をとることができる。

2 前項の移動措置は、指定された期日（前項の警告書を貼付の後約1週間）までに申し出がなく又は移動しない車両について行う。

(緊急の移動措置)

第3条 違反の態様が著しく、大学の環境保持又は交通に重大な支障をきたしている車両については、警告書を貼付し、指定された日時までに移動しないときは直ちに移動措置をとることができる。

2 指定した場所以外に駐車している自転車等であって、大学の環境保持又は交通に支障をきたしていると判断された場合、直ちに移動措置をとることができる。

(廃棄措置)

第4条 構内に3月以上放置してあることが確認され、大学の環境保持又は交通に支障をきたしている放置車両等であって、その本来の機能をすでに失っており、かつ、所有者が特定できないものについては、本部においてその廃棄が適当と判断された場合、警告書を貼付の後、廃棄措置をとることができる。

2 前項の廃棄措置は、指定された期日（前項の警告書を貼付の後約1月）までに申し出がなく又は移動しない車両について行う。

3 自転車等の廃棄措置については、別に定める。

(補則)

第5条 この細則に定めるもののほか、移動措置又は廃棄措置に関し必要な事項は、本部で定める。

附 則

この裁定は、令和3年10月1日から施行する。